

その他の手続きのご案内

【児童手当・児童扶養手当等】

児童手当を受給している方が、他の市区町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、税務町民課から課税証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に転入された市区町村で新たに手続きをしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出をした際には、変更後14日以内に、受給者証を持参のうえ、健康福祉課で手続きをしてください。なお、引き続き他の市区町村で受給される方は、税務町民課で発行する課税証明書を持参し、新しい市区町村での手続きが必要となります。

【国民健康保険】

職場の健康保険に加入または脱退した場合には、届出が必要となります。国民健康保険の制度については次ページをご覧ください。

【上下水道の届け出】

引っ越しで、水道の使用を開始または停止したい場合や、長期間留守にするため、水道をご使用にならない場合は、5日前までに上下水道課にご連絡ください。

また、井戸水を使い下水道に接続している方で、使用人数に変更があった場合は、上下水道課で手続きをしてください。



各手続きの問い合わせ窓口

- 住民異動、印鑑登録、国民健康保険、国民年金のこと
税務町民課 ☎62-2112
- 児童手当、ごみのこと
健康福祉課 ☎62-2115
- 上下水道のこと
上下水道課 ☎62-2348
☎62-2119

【ごみの分別徹底をお願いします！】

3月は引っ越しの季節となり、ごみの量が増加する傾向にあります。それに伴い、分別されていないごみや収集日以外に出されているごみも多く見受けられます。町では、分別されていないごみについては、収集を行いません。

引っ越しをする直前までは、収集日を守り指定されたごみステーションに出してください。急な引っ越し等で日程が合わない場合は、前日までの予約により須賀川地方衛生センターまで自己搬入をするか、廃棄物許可業者（有料）をご利用ください。許可業者については、町ホームページやごみカレンダーに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

ごみ分別Q&A

- Q 車のホイールやホイールキャップは何ごみになりますか？
- A 自動車部品は産業廃棄物のため町で収集することができません。バンパー等も同様です。お近くの自動車販売店等にお問い合わせください。

- 問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115
須賀川地方衛生センター ☎73-4515



タイヤやホイール（ホイールキャップ）は町で収集できません

春は引っ越しの季節！ 住民異動の届出はお早めに



春は入学や就職、転勤による異動が多くなる季節です。今月は、住所を変更したときなどの手続きについてご案内いたします。

住所が変わったら 住民異動届を

転入や転出により住所を変更した場合は、税務町民課へ住民異動届の提出が必要になります。

なお、届出をする際には次



- ①本人確認
届出の際に窓口で本人確認を行っていただきます。運転免許証など顔写真付の身分証明書を所持してください。
- また、住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入転出の手続きに必要ですので、必ず持参してください。
- ②届出人
届出できるのは異動者本人もしくは同一世帯の方になります。その他の方が届出をする場合は代理人として本人からの委任状が必要です。

窓口は混雑します

例年3月下旬から5月上旬の住民異動が多い時期は税務

町民課の窓口が混雑します。そこで少しでもスムーズに手続きができるコツをお知らせします。

- 混雑している時間を避ける
月曜日・連休明けや日中10時から15時の間は特に窓口が混雑します。できるだけ、これらを避けていただくご待ち時間が少なくなります。
- 手続きについて事前に確認する
・必要な書類
・手続きができる人
・届出の期間 など
必要な書類は、手続きの内容・手続きをする方によって異なります。電話等で事前に確認したうえで、来庁されることをお勧めします。

住民異動届一覧

届出事項	どんなときに (届出事由)	いつ (届出期間)	だれが (届出人)	届出に必要なもの (添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に 住所を移したとき	住み始めてから 14日以内		①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書（写真付） ③印鑑
転出届	鏡石町から町外に 住所を移すとき	新住所に移る前に	本人、同じ世帯の方 または代理人 ※代理人の場合は委任状が必要となります	①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が 変わったとき	住み始めてから 14日以内		①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑